

特定中小企業者認定要領

(昭和41年1月20日 41企庁第 53号)

改正	昭和42年 8月21日 42企庁第1242号	平成14年 9月19日 平成14・09・13中庁第3号
	昭和49年 6月 7日 49企庁第 792号	平成14年12月12日 平成14・12・06中庁第1号
	昭和49年 9月20日 49企庁第1237号	平成15年 3月18日 平成15・03・14中庁第8号
	昭和49年12月13日 49企庁第1566号	平成15年 4月17日 平成15・04・15中庁第2号
	昭和50年 3月 1日 50企庁第 243号	平成15年 6月26日 平成15・06・18中庁第1号
	昭和50年 6月27日 50企庁第 785号	平成15年 9月26日 平成15・09・24中庁第4号
	昭和50年 9月30日 50企庁第1211号	平成15年12月17日 平成15・12・15中庁第1号
	昭和50年12月26日 50企庁第1616号	平成16年 3月16日 平成16・03・12中庁第4号
	昭和55年 6月10日 55企庁第 885号	平成16年 6月23日 平成16・06・22中庁第2号
	昭和57年 5月18日 57企庁第 676号	平成16年 9月13日 平成16・09・10中庁第1号
	昭和60年12月 5日 60企庁第1976号	平成16年12月22日 平成16・12・22中庁第1号
	昭和63年 4月 1日 63企庁第 398号	平成17年 3月30日 平成17・03・11中庁第1号
	昭和63年10月 1日 63企庁第1380号	平成17年 6月22日 平成17・06・15中庁第1号
	平成元年 4月 1日 元企庁第 447号	平成17年 9月21日 平成17・09・16中庁第1号
	平成元年 6月30日 元企庁第1011号	平成17年11月10日 平成17・11・09中庁第6号
	平成元年10月 2日 元企庁第1545号	平成17年12月22日 平成17・12・19中庁第2号
	平成元年12月27日 元企庁第1905号	平成18年 3月24日 平成18・03・24中庁第1号
	平成2年10月 1日 2 企庁第1703号	平成18年 6月23日 平成18・06・22中庁第2号
	平成4年 1月31日 4 企庁第 73号	平成18年 9月27日 平成18・09・26中庁第1号
	平成6年 3月 4日 6 企庁第 482号	平成18年12月20日 平成18・12・19中庁第3号
	平成6年 3月16日 6 企庁第 554号	平成19年 3月19日 平成19・03・19中庁第1号
	平成6年12月22日 6 企庁第2248号	平成19年 6月20日 平成19・06・19中庁第2号
	平成7年 3月30日 7 企庁第 399号	平成19年 8月 7日 平成19・07・31中庁第3号
	平成7年 6月 1日 7 企庁第 820号	平成19年 9月20日 平成19・09・19中庁第1号
	平成8年 5月13日 8 企庁第 694号	平成19年12月21日 平成19・12・20中庁第1号
	平成8年 7月31日 8 企庁第1079号	平成20年 3月24日 平成20・03・18中庁第2号
	平成9年 1月 1日 8 企庁第1611号	平成20年 6月27日 平成20・06・24中庁第1号
	平成9年 3月 3日 平成09・03・03企庁第1号	平成20年 9月22日 平成20・09・19中庁第2号
	平成9年11月20日 平成09・11・20企庁第1号	平成20年10月24日 平成20・10・22中庁第2号
	平成9年12月 2日 平成09・12・02企庁第2号	平成20年12月26日 平成20・12・26中庁第5号
	平成10年 3月23日 平成10・03・13企庁第1号	平成21年 6月 2日 平成21・05・28中庁第1号
	平成10年 6月24日 平成10・06・08企庁第5号	平成22年 2月 5日 平成22・02・02中庁第5号
	平成10年 9月25日 平成10・09・17企庁第1号	平成23年 2月16日 平成23・02・15中庁第1号
	平成10年10月21日 平成10・10・20企庁第5号	平成23年 3月25日 平成23・03・24中庁第3号
	平成10年11月30日 平成10・11・26企庁第2号	平成23年 9月27日 平成23・09・27中庁第1号
	平成10年12月24日 平成10・12・17企庁第1号	平成24年 3月29日 平成24・03・26中庁第5号
	平成11年 3月25日 平成11・03・15企庁第1号	平成24年 9月25日20120925中庁第3号
	平成11年 6月24日 平成11・06・16企庁第1号	平成24年10月11日20121010中庁第3号
	平成11年 9月30日 平成11・09・16企庁第4号	平成25年 3月13日20130312中庁第3号
	平成11年12月24日 平成11・12・20企庁第4号	平成25年 9月17日20130913中庁第2号
	平成12年 3月27日 平成12・03・21企庁第4号	平成25年12月26日20131220中庁第1号
	平成12年 6月29日 平成12・06・23企庁第2号	平成26年 3月28日20140318中庁第2号
	平成12年 9月26日 平成12・09・20企庁第4号	平成26年 6月27日20140623中庁第2号
	平成12年12月20日 平成12・12・18企庁第1号	平成26年 9月30日20140928中庁第1号
	平成13年 2月27日 平成13・02・27中庁第5号	平成26年12月25日20141222中庁第2号
	平成13年 3月27日 平成13・03・26中庁第2号	平成27年 3月26日20150325中庁第3号
	平成13年 6月20日 平成13・06・20中庁第6号	平成28年 3月31日20160328中庁第5号
	平成13年 9月21日 平成13・09・20中庁第3号	平成29年 3月24日20170313中庁第4号
	平成13年12月14日 平成13・12・11中庁第3号	平成30年 3月 9日20180309中庁第1号
	平成14年 3月18日 平成14・03・15中庁第1号	平成31年 3月22日20190318中庁第2号
	平成14年 6月25日 平成14・06・14中庁第2号	

(認定申請)

- 1 中小企業者が、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項の規定により「特定中小企業者」であることについての認定を受けようとするときは、別記様式（例）による認定申請書 2 通を、法第 2 条第 5 項の認定にあつては、その中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長に対して提出するものとする。（この場合認定申請書に記載された事項について、その事実を証する書面等があれば添付するものとする。）

(認定)

- 2 市町村長又は特別区長は、認定申請書に記載された内容を審査の上、申請者が法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号のいずれかに該当するものであることを認めるときは、当該申請書 1 通の下欄に次のように記載して認定を行うものとする。

「番 号」

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者名

印

(認定の有効期間)

- 3 認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して 30 日とする。

(認定基準)

- 4 認定に当たつては次の基準によつて運用するものとする。

(1) 法第 2 条第 5 項第 1 号（再生手続開始申立等関係）

次のいずれかに該当すること。

- (イ) 申請者が、当該申請の時点において法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して 50 万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- (ロ) 申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して 50 万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が 20% 以上であること。

(2) 法第 2 条第 5 項第 2 号（事業活動の制限）関係

① 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 申請者が、法第 2 条第 5 項第 2 号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が 20% 以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高、販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して 20% 以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20% 以上減少することが見込まれること。
- (ロ) 申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が 20% 以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 20% 以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20% 以上減少することが見込まれること。

(ハ) 申請者が、法第2条第5項第2号ハの規定により、経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

ただし、上記の(イ)から(ハ)までについて、申請者が平成14年3月18日から平成32年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、「原則として1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。」とする。

② 指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

(3) 法第2条第5項第3号（地域・業種）関係

次の各号に該当すること。

(イ) 申請者が、法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年間以上継続して行っていること。

(ロ) 法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害その他の突発的に生じた事由（以下「災害等」という。）の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(4) 法第2条第5項第4号（地域）関係

次の各号に該当すること。

(イ) 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(5) 法第2条第5項第5号（業種）関係

次のいずれかに該当すること。

(イ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。

ただし、その申請者が平成23年4月1日から平成32年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。

- (ロ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。
- (6) 法第2条第5項第6号（破綻金融機関等）関係
法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。
- (7) 法第2条第5項第7号（金融取引の調整）関係
次の各号に該当すること。
(イ) 申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
(ロ) 申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
(ハ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- (8) 法第2条第5項第8号（金融機関の貸付債権の譲渡）関係
次の各号に該当すること。
(イ) 申請者が、株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内3丁目4番2号）又は株式会社産業再生機構に当該申請者に対する貸付債権が譲渡（信託を含む。）されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書等）を有していること。
(ロ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
(ハ) 申請者が、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。
(ニ) 申請者が、株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。

別記
様式第1

中小企業信用保険法第2条第5項第
1号の規定による認定申請書（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

私は〇〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日〇〇〇〇〇〇の申立てを行つ
（注1）

たことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となつた
ことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法
第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1	〇〇〇〇〇〇に対する売掛金	円
	うち回収困難な額	円
2	〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度	% (A/B)
	A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に	
	対する取引額等	円
	B 上記期間中の全取引額等	円

（注1） 〇〇〇〇〇には、「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

（注2） 上記1、2のいずれかを記載のこと。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第2-①-イ

中小企業信用保険法第2条第5項第2号
イの規定による認定申請書（①-イ）（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所
氏 名 （名称及び代表者の氏名） 印

私は〇〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日から〇〇〇〇を行つている
(注)

ことにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 _____ % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に
対する取引額等 _____ 円

B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

2 売上高等
(イ) 最近1か月間の売上高等 減少率 _____ % (実績)

$$\frac{D-C}{D} \times 100$$

C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 _____ 円

D : Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等 減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 100$$

E : Cの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円

(注) 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第2-①-口

中小企業信用保険法第2条第5項第2号
口の規定による認定申請書（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所 _____
氏 名（名称及び代表者の氏名） 印 _____

私は〇〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日から〇〇〇〇〇〇を行っている
（注）

ことにより、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 〇〇〇〇〇〇に対する取引依存度 _____ % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に
関連する取引額等 _____ 円

B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

2 売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 _____ % (実績)

$$\frac{D - C}{D} \times 100$$

C：事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

_____ 円

D：Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等

_____ 円

（ロ）（イ）の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(D + F) - (C + E)}{D + F} \times 100$$

E：Cの期間後2か月間の見込み売上高等

_____ 円

F：Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

_____ 円

（注） 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第2-①-ハ

中小企業信用保険法第2条第5項第2号
ハの規定による認定申請書（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

私は〇〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日から〇〇〇〇を行つている
（注）

ことにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 売上高等

（イ）最近1か月間の売上高等

減少率 %（実績）

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A：事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

円

B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

円

（ロ）（イ）の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 %（実績見込み）

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円

D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

円

（注） 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第2-②

中小企業信用保険法第2条第5項第2号
イの規定による認定申請書(②)(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は〇〇〇〇〇〇が、平成 年 月 日から〇〇〇〇を行ったこと
(注)

に伴い、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇〇〇からの借入金残高の割合
% (A/B)

A 年 月 日の〇〇〇〇〇〇からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

(注) 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「金融取引の調整」等を入れる。

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第3

中小企業信用保険法第2条第5項第
3号の規定による認定申請書（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 （名称及び代表者の氏名） 印 _____

私は〇〇〇業を営んでいるが、〇〇〇〇の発生に起因して、下記のとおり、
（注1） （注2）
経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の
規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 事業開始年月日 _____ 年 月 日
- 2 （1）売上高等 _____
- （イ）最近1か月間の売上高等 _____
- 減少率 _____ %（実績）（注3）
- $$\frac{B - A}{B} \times 100$$
- A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円（注3）
- B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円（注3）
- （ロ）最近3か月間の売上高等の実績見込み _____
- 減少率 _____ %（実績見込み）（注3）
- $$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$$
- C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円（注3）
- D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円（注3）
- 3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 _____

（注1）〇〇〇には、別表に掲げる業種名を入れる。複数の業種に属する事業を行っている場合は、主たる事業（売上高等が最大である事業）が属する業種名を入れる。

（注2）〇〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

（注3）複数の業種に属する事業を行っている場合、主たる事業が属する業種の減少率等と申請者全体の減少率等の両方を記入する。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第4

中小企業信用保険法第2条第5項第
4号の規定による認定申請書（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

私は、〇〇〇の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じてお
（注）
りますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるよう
お願いします。

記

- 1 事業開始年月日 _____ 年 月 日
- 2 (1) 売上高等 _____
- (イ) 最近1か月間の売上高等 _____ 円
- 減少率 _____ % (実績)
- $\frac{B-A}{B} \times 100$
- A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円
- B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 _____ 円
- (ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み _____ 円
- 減少率 _____ % (実績見込み)
- $\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$
- C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円
- D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 _____ 円
- 3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 _____

(注) 〇〇〇には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第5-(イ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-①)(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 (名称及び代表者の氏名) _____ 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

A: 申込時点における最近3か月間の売上高等 _____ 円(注3)

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等 _____ 円(注3)

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第5-(イ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-②) (例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 (名称及び代表者の氏名) _____ 印

私は、〇〇〇業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇(注3)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

売上高等

$\frac{B-A}{B} \times 100$	主たる業種の減少率	%
	全体の減少率	%

A: 申込時点における最近3か月間の売上高等

	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円

(注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 〇〇〇には、主たる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3) 〇〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第5-(イ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-③)(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

(表)

※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

売上高等

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$\frac{B-A}{D}$

$\times 100$

割合 _____ %

A: 申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 _____ 円

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 _____ 円

D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 _____ 円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$\frac{D-C}{D}$

$\times 100$

減少率 _____ %

C: Aの期間の全体の売上高等 _____ 円

D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 _____ 円

(注1) 本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 〇〇〇には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第5－(ロ)－①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ－①)(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

①原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E: 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

上昇率	%
	円(注4)
	円(注4)

②原油等が売上原価に占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C: 申込時点における最新の売上原価

S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

依存率	%
	円(注4)
	円(注4)

③製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A: 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格

a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格

B: 申込時点における最近3か月間の売上高

b: Bの期間に対応する前年3か月間の売上高

P =	%
	円(注4)
	円(注4)
	円(注4)
	円(注4)

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P>0となっていること。

(注4) 申請者全体の値を記載。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第5-(ロ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-②)(例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者
住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

私は、〇〇〇業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

①原油等の仕入単価の上昇(注3)

$\frac{E}{e} \times 100 - 100$	主たる業種に係る上昇率	%
	全体に係る上昇率	%
E: 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価	主たる業種に係る平均仕入れ単価	円
	全体に係る平均仕入れ単価	円
e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価	主たる業種に係る平均仕入れ単価	円
	全体に係る平均仕入れ単価	円

②原油等が売上原価に占める割合(注3)

$\frac{S}{C} \times 100$	主たる業種に係る依存率	%
	全体に係る依存率	%
C: 申込時点における最新の売上原価	主たる業種に係る売上原価	円
	全体にかかる売上原価	円
S: Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格	主たる業種に係る仕入れ価格	円
	全体に係る仕入れ価格	円

③製品等価格への転嫁の状況(注4)

$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$	主たる業種に係る転嫁の状況	P =
	全体に係る転嫁の状況	P =
A: 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格	主たる業種に係る仕入価格	円
	全体に係る仕入価格	円
a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格	主たる業種に係る仕入価格	円
	全体に係る仕入価格	円
B: 申込時点における最近3か月間の売上高	主たる業種に係る売上高	円
	全体に係る売上高	円
b: Bの期間に対応する前年3か月間の売上高	主たる業種に係る売上高	円
	全体に係る売上高	円

(注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 〇〇〇には、主たる事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注4) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。P>0となっていること。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5-(口)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口-③) (例)

平成 年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者
住 所 _____
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印 _____

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇(注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \%$$

E: 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 _____ 円
e: 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 _____ 円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合(注2)

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \%$$

C: 申込時点における最新の全体の売上原価 _____ 円
S: Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \quad P1 = \underline{\hspace{2cm}}$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円
a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円
B1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 _____ 円
b1: B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 _____ 円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況(注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \quad P2 = \underline{\hspace{2cm}}$$

A1: 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円
a1: A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 _____ 円
B2: 申込時点における最近3か月間の全体の売上高 _____ 円
b2: B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 _____ 円

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注3) P1 > 0、かつ、P2 > 0となっていること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第6

中小企業信用保険法第2条第5項第
6号の規定による認定申請書（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者

住 所 _____

氏 名 （名称及び代表者の氏名） 印

私は〇〇〇〇〇〇が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 〇〇〇〇〇〇に対する借入
年 月 日から 年 月 日までの〇〇〇〇〇〇に
対する借入額 _____ 円

（注） 〇〇〇〇〇〇には、金融機関の名称を記入する。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第7

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の
規定による認定申請書（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

私は〇〇〇〇（注1）が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 金融機関からの総借入金残高のうち、〇〇〇〇からの借入金残高の占める割合
 $\frac{\text{A}}{\text{B}}$ % (A/B)

A 年 月 日の〇〇〇〇からの借入金残高 _____ 円

B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

2 〇〇〇〇からの借入金残高の減少率 $\frac{\text{D}-\text{C}}{\text{D}} \times 100$ % (D-C)/D×100

C 年 月 日の〇〇〇〇からの借入金残高 _____ 円

D 年 月 日（Cの前年同期を記入のこと）の〇〇〇〇からの借入金残高 _____ 円

3 金融機関からの総借入金残高の減少率 $\frac{\text{F}-\text{E}}{\text{F}} \times 100$ % (F-E)/F×100

E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

F 年 月 日（Eの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高 _____ 円

（注1） 〇〇〇〇には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

（注2） 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び〇〇〇〇からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第 8

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号の
規定による認定申請書（例）

平成 年 月 日

（市町村長又は特別区長） 殿

申請者
住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

私は、下記のとおり、〇〇〇〇（注 1）が株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 2 号）又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 8 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1. 〇〇〇〇（注 1）が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添 1 のとおり。（注 2）
2. 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添 2 のとおり。（注 3）

	_____ % (A/B)
A 年 月 日の金融機関からの総借入金残高	_____ 円
B 年 月 日（A の前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高	_____ 円
3. 当社の事業計画書（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書）は、別添 3 のとおり。（注 4）
4. 当社が、株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添 4 のとおり。（注 5）

- （注 1） 〇〇〇〇には、当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。
- （注 2） 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、金融機関〇〇〇〇から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。
- （注 3） 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び〇〇〇〇からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。
- （注 4） 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画（様式自由）を作成し、添付すること。
- （注 5） ①株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、〇〇〇〇による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。
 ②株式会社産業再生機構法第 22 条第 3 項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知を添付すること。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。